



2024年度愛知県子ども食堂推進事業費 補助金のお知らせ

愛知県では「子どもが輝く未来基金」を活用し、子ども食堂への補助を行います。


子ども食堂は、子どもたちが地域の人たちと一緒に食事をすることで、子どもの孤立を防止し、子どもの健やかな成長を促すことができる取組で、地域における「子どもの居場所」としても期待されており、更なる設置拡大を目指しています。

★補助内容・要件★

補助内容（主なもの）		補助要件（主なもの）
 <p>子ども食堂の支援</p>	<p>新たに子ども食堂を開設される方</p> <p>子ども食堂の開設経費の一部として、会場となる住宅等の改修費用や物品等の購入費用を補助します。</p> <p>補助額 1か所当たり100,000円以内</p>	<p><実施主体の要件></p> <ol style="list-style-type: none">(1)定款又は会則を備えていること(2)公序良俗に反する活動を行う者や団体でないこと(3)営利・宗教・政治活動に利用しないこと(4)暴力団又は暴力団員等と関係する団体でないこと
 <p>子どもの学習支援</p>	<p>新たに子ども食堂を開設される方 子ども食堂を運営されている方</p> <p>子ども食堂での学習支援実施に必要なとなる学習用参考書や児童図書等の購入費を補助します。</p> <p>補助額 1か所当たり20,000円以内</p>	<p><実施方法の要件></p> <ol style="list-style-type: none">(1)県内で月1回以上定期的に開催又は学校の長期休暇期間中に実施(2)1回あたり子ども又は保護者が合わせて5人以上参加できる規模(3)事業実施時に常時責任者を配置(4)開始前に所管の保健所に相談(5)子どもの食物アレルギーの確認(6)事故発生に備えて保険に加入

詳しい内容や申請方法については、県のホームページをご覧ください。

【県ホームページURL】 右のQRコードからもご覧いただけます
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jidoukatei/kodomoshokudou-hojokin.html>



「子ども食堂での感染症対策の支援」については、事業を廃止しておりますのでご注意ください。

★受付期間★

2024年7月1日（月）から受付開始
※申込先着順

予算に限りがあるため、受付期間終了前に締め切ることがあります。
その場合、児童家庭課HPでお知らせします。

★お問合せ先★

児童家庭課 子ども未来応援グループ

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
TEL：052-954-7468 FAX：052-971-5889
メール：kodomoshokudou@pref.aichi.lg.jp



★申請受付期間と対象者★

区分	受付回	申請期間	対象者	支払予定
新規開設者	第1回	2024年 7月1日～12日	2024年4月1日から6月30日までに開設した方で、 <u>かつ</u> 、物品等を購入済みの方	2024年 8月末
	第2回	2024年 12月2日～13日	原則、2024年7月1日から11月30日までに開設した方で、 <u>かつ</u> 、物品等を購入済みの方	2025年 2月末
	第3回	2025年 2月25日～3月7日	原則、2024年12月1日から2025年3月31日までに開設した又は開設予定の方で、 <u>かつ</u> 、物品等を購入済みの方	2025年 4月末 又は5月末
既開設者	第1回	2024年 10月1日～15日	子ども食堂を開設済み（2024年3月31日以前に活動開始）の方で、 <u>かつ</u> 、2024年4月1日から9月30日までに物品等を購入済みの方	2024年 12月末
	第2回	2025年 1月16日～31日	子ども食堂を開設済み（2024年3月31日以前に活動開始）の方で、 <u>かつ</u> 、原則、2024年10月1日から2025年1月31日までに物品等を購入済みの方	2025年 3月末

★補助対象経費★

	対象経費	具体例
子ども食堂開設費 (新規開設者のみ)	子ども食堂の開設経費の一部 ○ 会場となる住宅等の改修費 ○ 消耗品費、備品購入費（初期経費として必要な物品購入費用） (保険料や食材（飲食物費用）等は対象外)	改修費 〔手すり設置費、スロープ設置費、 水回り工事費 等〕 消耗品費、備品購入費 〔調理用具、食器、PR用のぼり、 冷蔵庫、家具 等〕
学習推進事業費	子ども食堂における学習支援の実施に必要なと なる、学習用参考書や児童図書等の購入費	ドリル類、図鑑、絵本、紙芝居 等

※ 2024年4月1日以降に支出した経費が補助の対象となります。

※ 対象経費のより詳しい具体例等を、ホームページに掲載しますのでご確認ください。

※ 他機関（市町村、社会福祉協議会、財団法人等）からの助成・補助を受けた経費は、本補助金の対象外です。

※ フードパントリー活動のみを行う場合は、本補助金の対象外です。